

独立行政法人経済産業研究所
派遣労働者受入れ公募要領

平成20年7月24日

独立行政法人経済産業研究所

派遣労働者受入れ公募要領

独立行政法人経済産業研究所では、以下の要領により派遣労働者の受け入れを公募します。

(公募内容等)

1. 今回公募する業務及び業務内容、人員、契約期間等

別添仕様書1のとおり

2. 勤務時間等

(1)勤務日

行政機関の休日に関する法律第1条に定める日および当研究所が定める日を除き、月曜日から金曜日まで

(2)勤務時間等

始業・終業の時刻：始業9時30分～終業17時45分（*仕様書に別に記載のあるものを除く）（休憩時間は12時15分～13時00分の45分）

3. 派遣場所 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 経済産業省別館11階 独立行政法人 経済産業研究所（*仕様書に別に記載のあるものを除く）

(応募資格、応募書類等)

1. 今回の公募に対する応募者は、次の要件が備わっていることが必要です。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者を公募に参加させることはできない。
- (2) 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間公募に参加させない。これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは、数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由なしに契約を履行しなかった者。
 - ⑥ 上記内容に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。
 - ⑦ 上記内容の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を入札に参加させない。
- (3) 平成19・20・21年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされる者、又は、応募申請書の提出期限までにその資格を有する者であること。
- (4) 厚生労働大臣により一般労働者派遣事業の許可を受けた者、または特定労働者派遣事業の届出を行っている者であること。

(5)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保できる者であること。

2. 応募書類の提出期限及び提出先

(1)提出受付日時：平成20年7月24日（木）～平成20年7月30日（水）

10時00分から12時00分まで、及び13時30分から17時00分まで

(2)提出先：下記A-1に記載されている提出先

(3)提出方法：郵送（期間内必着）又は持参すること。FAX、電子メール等での提出は受理しない。なお、受付期間内の土曜日、日曜日、祝日は、受付を行いません。

3. 応募提出書類

(1)見積書：1時間当りの単価金額（消費税抜き）を記載し、社印押印のもの

(2)仕様書に基づく質問表の回答

(3)全省庁統一資格の写し

(4)厚生労働大臣の一般労働者派遣事業許可書の写し、または特定労働者派遣事業届出書の写し（受理印、番号等が確認できるもの）

(5)応募者が外国企業等であって、応募書類を日本語以外の言語で作成し、日本語に翻訳したものである場合は、参考としてその原文の写1部を添付

(6)応募書受理票（受理番号・日付以外の箇所をご記入いただき提出して下さい）

(7)その他 必要に応じ求めるもの

・会社経歴書

・最近の事業報告書(1年分)

・労働基準法36条に基づく時間外・休日労働協定（36協定）の届出書及び就業規則等の写し

4. 応募書類の受理

(1)応募資格を有しない者の応募書類、又は、形式的に不備がある応募書類は、受理しません。

(2)応募書類を受理した場合は、応募受理票を応募者に発行します。

(3)受理した応募書類は、返却しません。

応募書類は、契約先の選考のみに使用します。

5. 応募書類の内容に不備があった場合の取扱い

一旦受理した応募書類において内容的な不備が発見された場合は、職員は応募者に対し、「不備」のあった旨を書面にて通知します。通知を受けた応募者が、提出期限までに整備された応募書類を提出できない場合は、当該応募は無効とします。なおこの場合でも、当初の応募書類は返却しません。

（契約先の選定、選考基準等）

1. 選定方法は、以下のとおりです。

(1)契約先の選定は、受理した応募書類を基に、審査委員会の開催等所定の手続きに従い行う。

(2)契約先選定に係る審査は、受理した応募書類に基づいて行うが、必要に応じて追加資料等の

提出を求める可能性がある。

2. 契約先を選定する際の選考基準は、以下の(1)及び(2)の合計点を(3)の割合で計算し最も高い者を選定するものとします。

(1)仕様書に基づく、派遣可能な人材に関する質問表の回答に基づきこれを点数化(当研究所が求める技能、資格等の各項目を基準として、提出各項目ごとの評価を点数化する。)

(2)見積料金を評価しこれを点数化(当研究所の予定額を基準として、提出された見積料金を点数化する。基準額の7割以下の金額の場合5点、8割以下の金額の場合2点、9割以下の金額の場合1点とする。)

(3)上記(1)の合計と(2)の割合を3:1とする。

3. 選定結果

応募書類提出期限後、約3日を目途に応募書類の審査を行い、選定結果を独立行政法人経済産業研究所ホームページに掲載します。なお、選定結果等の照会、質疑には応じません。

(スケジュール等)

・応募書類の提出締め切り：7月30日(水)17:00まで

1. 本公募に関する問合せ

・応募資格及び下記に記した(その他契約上の条件等)に合意することが、応募の前提要件となります。但し質疑がある場合は、下記期間内に下記A-1に記載されている問い合わせ先に郵送又はFAXしてください。

なお、持参又は電子メール等での提出は、受理しません。

・受付日時：平成20年7月24日(木)～平成20年7月30日(水)

10時00分から12時00分まで、及び13時30分から17時00分まで

なお、受付期間内の土曜日、日曜日は、受付を行いません。受信の確実性を確保するため、「問合せ」FAXを送信した旨、下記A-1に記載する担当者に電話にて通知してください。

この通知がなく、FAX機等の不具合により、受信が確認できない場合は、独立行政法人経済産業研究所職員は責任を負わないものとします。

A-1

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 経済産業省別館11階

独立行政法人 経済産業研究所 総務グループ管理担当 担当：五十嵐、吉住

電話番号：03-3501-1363(代表)

FAX番号：03-3501-8577

(その他契約上の条件等)

契約の条件は、以下のとおりとします。

1. 派遣労働者の変更

派遣先(経済産業研究所をいう。以下同じ)は、派遣労働者に、次の行為があったときは、派遣元に派遣労働者の交代を要求することができる。なお、派遣元は、派遣労働者の交代においては、あらかじめ派遣先と十分協議し派遣労働者の個人的背景を事由とした交替にならないよう留意するものとする。

- (1) 派遣労働者の勤務状況が適正とみとめられないとき
- (2) 派遣労働者の業務の実施が契約条件に適合しないとき
- (3) 派遣労働者に不品行があったとき
- (4) 派遣労働者が不足の事故又は休暇等により連続 3 日以上勤務できない場合は、代理人の派遣労働者を派遣すること。
- (5) 応募資料に記述された内容に不備があった場合

2. 苦情及び苦情担当責任者

- (1) 派遣元は、派遣先と密接な連携をもって、苦情その他派遣労働者の就業に関し生ずる問題の適切かつ、迅速な処理・解決に努めるものとする。
- (2) 派遣先及び派遣元は、派遣労働者の苦情を処理するため、それぞれ苦情担当責任者を置く。

3. その他

- (1) 当該業務の遂行に関しては、労働者派遣法及び労働基準法等の規定を遵守するものとする。
- (2) 派遣元は、原則として、労働基準法等関係法規上の使用者としての全責任を負う。
ただし、労働時間の管理については、派遣先が使用者としての責任を負い、安全衛生等の事項については、派遣元及び派遣先が派遣法の特例（45条）に基づき責任を負う。
- (3) 派遣元は、労働者災害補償保険、雇用保険上の事業主としての責任を負う。
- (4) 派遣元は、派遣先の業務遂行に関し、知り得た事項を他人に漏らしてはならない。派遣元は、派遣労働者その他の派遣元の従業員に対し、業務上知りえた機密事項および個人情報の保護の義務を遵守させなければならない。
- (5) 派遣労働者は、万が一、機密事項又は個人情報の漏洩等の事案が発生したことを知った場合は、速やかに派遣先指揮命令者に報告すること。
- (6) 上記（5）に反した場合は、本契約を解除するとともに、派遣元の責任において派遣先に生じた損害を賠償すること。
- (7) 派遣労働者が、建築物、工作物等に損害を与えた場合は速やかに派遣先責任者に報告するとともに、派遣労働者の故意又は重大な過失による場合は、派遣元の責任においてこれを原状に復し、又は損害を賠償すること。
- (8) 労働者派遣基本契約書を締結する。契約条項については、別途協議の上、決定するものとする。
- (9) 本件業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。
- (10) 本要領及び仕様書に定めのない事項については、派遣先及び派遣元協議の上、定めるものとする。

仕様書-1

「データベース作成・プログラミング担当スタッフ」

1. 業務内容

経済産業研究所が所有する研究関連の各種データに対して、更新作業の効率化やユーザーの利便性向上を目的として現状分析を行い、整備実施計画を策定し、状況に応じて（1）整備・利用のための要件定義及び、仕様の策定、（2）整備・利用のためのソフトウェアとそれを組み込んだ統合的なシステムの構築、（3）ソフトウェアとシステムの詳細なマニュアル作成を行う。詳細は以下の通り。

（1）整備・利用のための要件定義及び、仕様の策定

予算やデータの特性に応じて使用するソフトウェアや構築環境の策定を行う。

（2）整備・利用のためのソフトウェアとそれを組み込んだ統合的なシステムの構築

①データ整備のためのプログラミングを行う。

（例：書式の異なるデータを統一書式にする、各年のデータの接続を行う、更新作業を行うなど）

②異なるデータのマッチングや、加工を行うためのプログラミング

③特定の指標、図表を作るためのプログラミング

④必要に応じて個々のプログラミングを統合した、システムを構築する。

（3）ソフトウェアとシステムに関するマニュアル作成

管理者向けの技術的なマニュアルと、ユーザー向けの利用マニュアルの作成を行う。

2. 派遣元の要件

（1）一般労働者派遣事業許可もしくは特定労働者派遣事業許可を持つこと。

（2）プライバシーマークを取得していること。

（3）派遣元は、以下の条件を満たす人材の派遣が可能であること。

※派遣可能である人材の各条件について、別添表1に記入すること。

①SEとしての実務経験があること。

②情報処理関係の資格を持つこと。

③長期間のプロジェクトリーダーの経験があること。

④プログラミングだけではなく、要件定義、開発プロセスの策定、システム設計マニュアルの作成ができること。

⑤ヒアリングを実施するための調整能力及び事務処理能力を有していること。

⑥主体的に計画を立て実行することができ、チームワークを尊重できること。

3. 募集人員：1名

4. 契約期間

平成20年8月上旬から3ヶ月。以降、最長1年間まで更新予定あり。

5. 参考

(1) 勤務場所

経済産業研究所（経済産業省別館 1 1 階）

(2) 勤務時間

原則として9時30分から17時45分まで（休憩45分）

多くのデータセットのプログラミング化を進めますので、計画的に業務を進めていく必要があります。

通常期はほとんど残業ありません。

繁忙期には月20時間程度の残業が予定されます。

(3) 入札、公募への参加の制限

派遣元に決定した事業者は、本業務の成果に関連した入札、公募には参加することができません。

別添表1. 保有する派遣可能な人材に関する質問表及び配点

派遣会社名:

①SEとしての実務経験	5点	2点	1点
	15年以上	10年以上15年未満	10年
②情報処理に関連した資格(自由記入)			
③プロジェクトリーダーの経験	5点	2点	1点
	5年以上	3年以上5年未満	3年
④プログラミング以外の業務(複数回答可)	5点	2点	1点
	要件定義 マニュアル作成	開発プロセスの策定	システム設計
⑤ヒアリング実施経験	5点	2点	1点
	10回以上	10回未満	未経験
⑥主体性とチームワークの尊重	5点	2点	1点
	特に優れている	対応できる	未経験
⑦使用したことのあるプログラミング言語(自由記入)			
⑧使用したことのあるDB(自由記入)			
⑨直近のプログラミング業務経験	5点	2点	1点
	1年以内	1年以上2年未満	2年以上前
⑩直近のソフトウェア開発業務経験	5点	2点	1点
	1年以内	1年以上2年未満	2年以上前